

第31回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月25日（水）午後1時30分から午後2時27分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（12人）

| | | | | |
|----|-----|--------|-----|-------|
| 会長 | 13番 | 関尾 一史 | | |
| 委員 | 1番 | 前谷 篤 | 2番 | 角丸 章 |
| | 3番 | 猿渡 万里子 | 4番 | 大原 瞳生 |
| | 5番 | 片桐 幸示 | 7番 | 渡部 延三 |
| | 8番 | 井上 善博 | 9番 | 竹田 安宏 |
| | 10番 | 高橋 宏吉 | 11番 | 谷口 秀夫 |
| | 12番 | 菊地 匡 | | |

4. 欠席委員（1人） 6番 渡邊 勝郎

5. 議事日程

- 報告第1号 農業者年金に関する申請について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- その他

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|------------|-------|
| 事務局長 | 中村 一久 |
| 事務局次長 | 野田 勉 |
| 事務局主幹兼事務係長 | 篠崎 強 |
| 事務局事務係主事 | 本間 龍太 |

7. 会議の概要

- 事務局長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 31 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。
- 会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。
- 関尾会長 <開会挨拶>
- 初めに、本日の欠席者を報告します。
- 渡邊勝郎委員が体調を理由に欠席しております。
- 次に、本日の議事録署名委員は、11 番の谷口秀夫委員と 12 番の菊地匡委員です。よろしくお願ひいたします。
- それでは早速、議事に入ります。
- 報告第 1 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。
- では報告第 1 号をご説明いたします。今回は 4 件ございます。
- 事務局 1 件目は農業者年金死亡関係届で、昨年 12 月 13 日、[REDACTED] が亡くなられことに伴い、長女にあたる [REDACTED] より届出があったものです。
- 2 件目も農業者年金死亡関係届で、昨年 12 月 13 日、[REDACTED] が亡くなられことに伴い、配偶者である [REDACTED] より届出がありました。
- 3 件目は農業者年金通常加入申込です。昨年 5 月から 60 歳以降も農業者年金に加入できるように制度が改正されまして、[REDACTED] が昨年 12 月 26 日に加入申込されました。
- 最後に 4 件目は、農業者年金被保険者資格喪失届でございまして、届出者は [REDACTED] 、資格喪失事由が生じたのは令和 4 年 12 月 1 日、厚生年金への加入に伴い資格喪失となったものです。12 月 27 日に届出がありました。
- 以上 4 件は既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。
- 会長 全員 なしだったので、報告のとおり承認してよろしいですか。
- 全員 なし。
- 会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 会長 それでは本件を承認いたします。
- 事務局 続きまして、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。
- では報告第 2 号をご説明します。
- これは、使用貸借の合意解約を報告するものです。貸主は [REDACTED] 、借主は [REDACTED] 、貸主の息子さんである [REDACTED] 、土地の表示は焼山 316 番 4 の内、地目は公簿・現況とも畑、面積 2,000 m² の 1 筆です。契約の内容は、農地法第 3 条に基づく使用貸借で、期間は平成 30 年 3 月 26 日から令和 10 年 3 月 25 日までの 10 年間でした。合意が成立した日は 1 月 12 日、土地の引渡しの時期は本日です。
- この案件は、平成 30 年に [REDACTED] が新規就農するにあたって、母親である [REDACTED] の農地の一部を借りていたのですが、当時から、いずれは [REDACTED] の農地全てを [REDACTED] に贈与することを予定しており、この度、そのためには合意解約したものです。なお、贈与の案件は議案第 1 号でご提案することにしております。以上、報告第 2 号のご説明とします。よろしくお願ひいたします。
- 会長 只今、報告第 2 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員
会長
全員
会長
事務局

なし。
質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。
それでは本件を承認することといたします。
続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。
では議案第1号をご説明します。

出し手・譲渡人は報告第1号と同じ[REDACTED]、受け手・譲受人も報告第1号と同じ[REDACTED]、受け手の経営面積は、田は0m²で、畑が1,500m²、労働力は2名です。対象となる土地の表示は、焼山316番4の全部で、地目は公簿・現況とも畑、面積8,594m²の1筆、図面は第1号図、法律関係は贈与でございます。

この申請に至った理由ですが、出し手の方は、「譲受人に対して贈与する約束をしていましたため」、受け手の方は、「以前より申請地の一部を借り受けて農業経営を行っていたが、約束どおり贈与を受けて経営を安定させたい」とのこととございます。

この案件に関する、農地法第3条第2項の判定要件は別紙1のとおり、全ての要件を満たしているため、本案件は許可できるものです。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

只今、議案第1号の説明がありましたら、ご質問・ご意見等ございませんか。
なし。
質問・意見がないようですので、本件を許可することとしてよろしいですか。
異議なし。
それでは、異議なしと認め、本件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」まず、1番から4番まで、事務局より説明願います。

では、1番から4番までご説明いたします。

まず1番と2番は、いずれも昨年12月で賃貸借の期間が終了し再契約する案件で、農地流動化推進員、高橋宏吉さんより申し出があったものです。

まず1番は、計画番号が令和4年度賃第12号、公告予定年月日は本日、出し手・貸主は[REDACTED]、受け手・借主は[REDACTED]、農地の所在は空知太西5条4丁目108番、地目は公簿・現況とも田、面積1,292m²、以下、記載のとおり計7筆、22,256m²、対価は推進員の調整により年額224,620円、これは水張面積に単価11,000円を乗じた額、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和6年12月31日までの2年、法律関係は賃貸借、図面は第2号図、要件確認は別紙2のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に2番は、計画番号が令和4年度賃第13号、公告予定年月日は本日、出し手・貸主は[REDACTED]、受け手・借主は1番と同じ[REDACTED]、農地の所在は空知太116番、地目は公簿が宅地で現況が田、面積264.46m²、以下、記載のとおり計2筆、14,847.46m²、対価は推進員の調整により年額73,920円、これは水張面積に単価5,600円を乗じた額、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和6年12月31日までの2年、法律関係は賃貸借、図面は第2号図、要件確認は別紙3のとおり全ての要件を満たしております。

続いて3番と4番も昨年12月で賃貸借が終了し再契約する案件で、北光袋地地区農用地利用改善組合の組合長、寺上雅夫さんより申し出があつたものです。

まず3番は、計画番号が令和4年度賃第14号、公告予定年月日は本日、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]

[REDACTED]、農地の所在は北光151番3、地目は公簿・現況とも畑、面積1,560m²、以下、記載のとおり計3筆、14,422m²、対価は担当委員の調整により年額201,900円、これは地積に単価14,000円を乗じた額、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和5年12月31日までの1年、法律関係は賃貸借、図面は第3号図、要件確認は別紙4のとおり全ての要件を満たしております。

次に4番は、計画番号が令和4年度賃第15号、公告予定年月日は本日、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主

は、[REDACTED]、農地の所在は北光175番1、地目は公簿・現況とも畑、面積9,785m²、以下、記載のとおり計5筆、21,860.75m²、対価は担当委員の調整により年額306,000円、これは地積に単価14,000円を乗じた額、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和9年12月31日までの5年、法律関係は賃貸借、図面は第3号図、要件確認は別紙5のとおり全ての要件を満たしております。

1番から4番までの説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

只今、議案第2号の1番から4番まで説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第2号の5番から8番まで事務局より説明願います。

はい、まず5番から7番までの3件は、全て昨年12月で賃貸借期間が終了し再契約する案件で、農地流動化推進員、前谷篤さんより申し出があつたものです。

では5番から説明します。計画番号は令和4年度賃第16号、公告予定年月日は本日、出し手・貸主は、[REDACTED]、

受け手・借主は、[REDACTED]、農地の所在は北光272番1、地目は公簿が原野で現況が田、面積2,132m²、以下、記載のとおり計8筆、16,359.42m²、対価は推進員の調整により年額249,200円、これは水張面積に単価14,000円を乗じた額、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和6年12月31日までの2年、法律関係は賃貸借、図面は第4号図、要件確認は別紙6のとおり全ての要件を満たしております。

次に6番は、計画番号が令和4年度賃第17号、公告予定年月日は本日、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・

借主は、[REDACTED]、農地の所在は北光640番2、地目は公簿・現況とも畑、面積416m²、以下、記載のとおり計2筆、9,063m²、対価は推進員の調整により年額26,600円、これは対価の計算上、かつて水田として利用されていた部分は水張面積に5,000円、その他の部分は畑として地積に1,000円を乗じたもの、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和9年12月31日までの5年、法律関係は賃貸借、図面は第5号図、要件確認は別紙7のとおり全ての要件を満たしております。

会長

全員

会長

全員

会長

事務局

次に7番は、計画番号が令和4年度賃第18号、公告予定年月日は本日、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]、農地の所在は北光429番2、地目は公簿・現況とも田、面積3,071m²、以下、記載のとおり計8筆、18,432m²、対価は推進員の調整により年額123,300円、これは水張面積に単価9,000円を乗じた額、期間は本日から令和9年12月31日までの5年、法律関係は賃貸借、図面は第6号図、要件確認は別紙8のとおり全ての要件を満たしております。

続いて8番は新規の案件となります。計画番号は令和4年度賃第19号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の片桐幸示さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]、農地の所在は東豊沼186番1の内、地目は公簿が畠で現況が田、面積5,915m²、以下、記載のとおり計5筆、31,187m²、対価は推進員の調整により年額205,380円、これは水張面積に平均すると8,121円を乗じたもの、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和7年12月31日までの3年、法律関係は賃貸借、図面は第7号図、要件確認は別紙9のとおり全ての要件を満たしております。

この申し出に至った経過ですが、出し手の[REDACTED]は対象農地でそばを作り一部の作業を委託しておりました。しかし、年齢や体力のほか、水田活用直接支払交付金の見直しなども考えて、来年からは農地を貸そうと思い至って片桐委員に相談されました。そして、[REDACTED]の意向も踏まえながら調整した結果、[REDACTED]に賃貸借されることになったものです。

以上、5番から8番までの説明といたします。よろしくお願いいたします。
只今、議案第2号の5番から8番まで説明がありましたら、ご質問・ご意見等ございませんか。

はい、渡部委員。

8番は昨年農地パトロールで見に行って、あまり耕作されていない中にあつた所ではないですか。

いいえ、農地利用状況調査で8番の農地に行ったことはありません。8番の農地にはそばなどが耕作されていますね。多分おっしゃられているところは、空知太の農地ではないかと思います。

それならいいです。すみません。

その他何かご質問ございませんか。

なし。

それでは、質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第2号の9番を審議しますが、この案件は[REDACTED]が受け手となっていますので、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、[REDACTED]には審議終了まで退席をお願いします。審議後は、着席くださいますようお願いします。

<[REDACTED]退席>

それでは、事務局より説明願います。

はい、この9番も、昨年12月で賃貸借が終了し再契約する案件です。

計画番号は令和4年度賃第20号、公告予定年月日は本日、申出者は北光袋地地区農用地利用改善組合の組合長、寺上雅夫さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]

会長

渡部委員

事務局

渡部委員

会長

全員

会長

全員

会長

事務局

、農地の所在は北光 175 番 2、地目は公簿・現況とも畠、面積 18,993 m²、以下、記載のとおり計 2 筆、36,158 m²、対価は両者の話し合いにより年額 506,000 円、これは地積に単価 14,000 円を乗じた額、支払いは 11 月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和 7 年 12 月 31 日までの 3 年、法律関係は賃貸借、図面は第 8 号図、要件確認は別紙 10 のとおり全ての要件を満たしております。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

会長 只今、議案第 2 号の 9 番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。

会長 それでは、ここで [REDACTED] に着席していただきます。

< [REDACTED] 着席 >

続きまして、議案第 2 号の 10 番を審議しますが、この案件は [REDACTED] が受け手となっていますので、[REDACTED] は審議終了まで退席し、審議後、着席してください。

< [REDACTED] 退席 >

会長 それでは、事務局より説明願います。

事務局 はい、この 10 番も昨年 12 月で賃貸借が終了し再契約する案件です。

計画番号は令和 4 年度賃第 21 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の前谷篤さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は [REDACTED]、農地の所在は東 1 条北 19 丁目 191 番 2 の内、地目は公簿・現況とも田、面積 7,000 m² の 1 筆、対価は推進員の調整により年額 77,000 円、これは水張面積に単価 11,000 円を乗じた額、支払いは 11 月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和 9 年 12 月 31 日までの 5 年、法律関係は賃貸借、図面は第 9 号図、要件確認は別紙 11 のとおり全ての要件を満たしております。以上です。よろしくお願ひいたします。

会長 只今、議案第 2 号の 10 番の説明がありましたら、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。

会長 それでは、ここで [REDACTED] に着席していただきます。

< [REDACTED] 着席 >

続きまして、議案第 2 号の 11 番を審議しますが、この案件は [REDACTED] の親族が受け手となっていますので、[REDACTED] は審議終了まで退席し、審議後、着席してください。

< [REDACTED] 退席 >

会長 それでは、事務局より説明願います。

事務局 はい、この 11 番も、昨年 12 月で賃貸借が終了し再契約する案件です。

計画番号は令和 4 年度賃第 22 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の竹田安宏さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は [REDACTED]、農地の所在は北光 309 番 1 の内、地目は公簿・現況とも田、面積 3,900 m²、以下、

記載のとおり計2筆、6,300m²、対価は両者の話し合いにより年額67,540円、これは水張面積に単価11,000円を乗じた額、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和5年12月31日までの1年、法律関係は賃貸借、図面は第10号図、要件確認は別紙12のとおり全ての要件を満たしております。以上です。よろしくお願ひいたします。

会長　只今、議案第2号の11番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員　なし。

会長　質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員　異議なし。

会長　それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。

全員　それでは、ここで [REDACTED] に着席していただきます。

会長　< [REDACTED] 着席 >

続きまして、議案第2号の12番を審議しますが、この案件は [REDACTED] が出し手となっていますので、[REDACTED] は審議終了まで退席し、審議後、着席してください。

会長　< [REDACTED] 退席 >

全員　それでは、事務局より説明願います。

事務局　はい、この案件は新規に契約するものでございます。

全員　計画番号は令和4年度賃第23号、公告予定年月日は本日、申出者は西豊沼南地区農用地利用改善組合、組合長の東英男さん、出し手・貸主は、[REDACTED]

[REDACTED]、受け手・借主は [REDACTED]、農地の所在は西豊沼188番の内、地目は公簿・現況とも田、面積9,428m²の1筆、対価は両者の話し合いにより年額115,800円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和5年12月31日までの1年、法律関係は賃貸借、図面は第11号図、要件確認は別紙13のとおり全ての要件を満たしております。

会長　この賃貸借に至った経緯ですが、西豊沼には「西豊沼集落営農組合」という組織があり、4名の方が営農組合に作業を委託してそばを作っています。対象農地もその1つでございます。こうした中、水田活用の直接支払交付金制度が見直され、5年に一度は水を張らなければ、水田として交付金を受けることができなくなりました。そこで、組織内で話し合った結果、対象水田として維持するために、5年に一度は水稻を作付けするローテーションを組むこととしまして、令和5年は [REDACTED] の農地を、水稻農家である [REDACTED] に賃貸借して水稻を作付けしてもらうことにしたものです。以上です。

会長　只今、議案第2号の12番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員　なし。

会長　質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員　異議なし。

会長　それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。

全員　それでは、ここで [REDACTED] に着席していただきます。

会長　< [REDACTED] 着席 >

全員　本日の議題は以上ですが、全体を通して皆様から何かございませんか。

会長　なし。

全員　特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。

事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連等報告（事務局長）

2. 令和4年度空知農業委員会連合会第3回役員会（事務局）

- ・日 時 2月3日（金） 15:00～
- ・場 所 サンプラザホテル（岩見沢市）
- ・出席者予定者 関尾会長、中村事務局長

3. 「農業委員会委員の募集に関する説明会」の開催（事務局）

- ・日 時 2月1日（水） 13:30～
- ・場 所 砂川市役所 2階 大会議室
- ・対 象 どなたでも参加できます。農業関係団体の代表者、農事組合長、農業委員に案内文を送付しました。

4. アンケート調査の実施（事務局）

- ・種 類 (1) 農地流動化、人・農地プランのアンケート調査
(2) 有害鳥獣による農作物被害の調査
(3) アライグマ捕獲用わなに関するアンケート
- ・方 法 委員各位が担当地区の農業者に配布・回収
- ・期 限 2月中旬

5. 新規就農者交流会の開催（事務局）

- ・日 時 2月24日（金） 18:00～
- ・場 所 山小屋
- ・対 象 前3年度間の新規就農者とその配偶者、農業委員会委員、職員

6. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、1月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp)

7. 協議会報告（協議会長）

会長
全員
会長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は2月24日、金曜日の午後1時半からです。よろしくお願ひします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

＜会長挨拶＞

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会長

署名委員

署名委員